

**「指定介護予防訪問介護」
さわやかヘルパーステーション栗の木
重要事項説明書**

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(新潟県指定 第 1570110351 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	8
7. 苦情の受付について	10
8. 事故発生時の対応について	10
9. 緊急時等における対応方法	10
10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	10
11. 秘密保持について	10
12. 虐待の防止のための措置に関する事項	10
13. サービス契約の終了	11
14. 身分証携行義務	11
15. 心身の状況の把握	11
16. 居宅介護支援事業者等との連携	11
17. サービス提供の記録	11
18. 衛星管理表	12
19. 身体拘束の対応	12
20. 事業継続計画の策定等について	12

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 さわやか倶楽部
- (2) 法人所在地 福岡県北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号
- (3) 電話番号 093-551-5555
- (4) 代表者氏名 山本 武博
- (5) 設立年月 平成16年12月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防訪問介護事業所
- (2) 事業所の名称 さわやかヘルパーステーション栗の木
2012年1月1日指定 新潟県 第1570110351号
2018年4月1日指定更新 新潟市
- (3) 事業所の所在地 新潟県新潟市中央区日の出2丁目2番43号
- (4) 電話番号 025-255-5515
- (5) 事業所長(管理者)氏名 漆原 勉
- (6) 開設年月 2012年1月10日
- (7) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- [訪問介護] 2012年1月1日指定 新潟県 第1570110351号
2018年1月1日指定更新 新潟市

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 新潟市全域 とする。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～日曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯	午前7時00分～午後7時00分

※営業日については、年中無休。サービス提供時間以外について電話等により、相談に応ずる旨や連絡が24時間常時可能な体制としています。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防訪問介護サービス及び指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準	職務の内容
	専	兼	専	兼			
1. 事業所長（管理者）		1			0.5	1名	住宅管理者
2. サービス提供責任者	1				1.0	1名	
3. 訪問介護員		5		1	2.5		
(1) 介護福祉士		1					
(2) 実務者研修		0					
(3) 訪問介護養成研修 2 級 （ヘルパー2 級）課程修了者		4	0		2		

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

※上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

- ☆ サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回以上

- ☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問介護計画に定められます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ☆ ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院介助

…通院の介助を行います。

② 生活援助

- ☆ 介護予防訪問介護サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

- ☆ そのため、下記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

○調理

…利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…利用者の居室の掃除を行います。（ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>

☆ 平成29年4月より、新潟市独自の料金設定になり、利用料金は1回のサービスごとに発生します。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

支給区分	予防介護 標準	生活中心 20から40分	生活中心 45分以上
1. 利用料金 (1回につき)	2,930 円	1,827 円	2,246 円
2. うち、介護保険から給付される額	2,637 円 (1割)	1,644 円 (1割)	2,021 円 (1割)
3. サービス利用にかかる自己負担額(1-2)	293 円 (1割)	183 円 (1割)	225 円 (1割)

※表記は1割であり、負担割合が2割3割の方は乗じた額となります。

週1回程度の利用 1回の料金×提供回数3回まで

週2回程度の利用 1回の料金×提供回数7回まで。

週2回を超える利用 1回の料金×提供回数11回まで。

支給区分	I (おおむね週1回)	II (おおむね週2回)	III (おおむね週2回以上)
2. 利用料金 (月額)	12,006 円	23,983 円	38,052 円
2. うち、介護保険から給付される額	10,805 円 (1割)	21,584 円 (1割)	34,246 円 (1割)

3. サービス利用 にかかる自己負担 額（1－2）	1,201 円 (1 割)	2,399 円 (1 割)	3,806 円 (1 割)
---------------------------------	------------------	------------------	------------------

※表記は1割であり、負担割合が2割3割方は乗じた額となります。

週1回程度の利用（Ⅰ） 提供回数4回／月以上の場合。

週2回程度の利用（Ⅱ） 提供回数8回／月以上の場合。

週2回を超える利用（Ⅲ） 提供回数12回／月以上の場合。

☆ 初回加算 自己負担額 205 円（初回のみです。）

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に発生致します。

☆ 緊急時訪問介護加算 自己負担額 103 円（一回あたりです。）

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に派生致します。

☆ 生活機能向上連携加算 自己負担額 103 円（ひと月当たりです。）

訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画書を作成することについての評価を行います。

☆ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

2024 年度6月から利用料金に別途 18.2%の加算し徴収するようになります。

※所定単位数にサービス別加算（18.2%）を乗じた単位数で算定します。

☆ 月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない

い場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ※平成 30 年 8 月分より、利用者負担の見直しがされています。その為、利用者負担額が「1 割負担」「2 割負担」「3 割負担」となります。よって『介護保険負担割合証』記載の情報にて請求させて頂くことになります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、事業実施地域の範囲を超えてからご自宅までに要した交通費の実費をいただきます。

- ① 事業所から片道おおむね 20 キロメートル未満 0 円
- ② 事業所から片道おおむね 20 キロメートル以上は 10 キロメートルごとに 100 円

(4) 利用料金のお支払い方法

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、毎月 15 日までに請求しますので、同月 25 日までに支払うものとします。

支払い方法

- ☐ 下記指定口座への振り込み
第四北越銀行 新潟駅前支店 普通 2115453 株式会社 さわやか倶楽部
代表取締役 山本 武博
- ☐ 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関： 大光銀行（その他の金融機関につきましては、別紙ご確認下さい。）
- ☐ 現金による支払い

(5) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②介護予防訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(5) サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や介護予防訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点がありサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。

＜サービス提供責任者の業務＞

- ①サービスの利用の申込みに関する調整
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③介護予防支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑦訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧その他サービスの内容の管理に関する必要な業務

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 漆原 勉

TEL 025-255-5515 FAX 025-255-5518

[所在地] 新潟県新潟市中央区日の出2丁目2番43号

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

新潟市役所 介護保険課	〒951-8126
	所在地 新潟市中央区学校町通1番町602-1
	電話番号 025-226-1273
	受付時間 8:30～17:30（月曜日～金曜日）

新潟県国民健康保険団体 連合会	〒950-0965
	所在地 新潟市中央区新光町4番地1
	電話番号 025-285-3022
	受付時間 9:30～17:00

8. 事故発生時の対応について

事故発生時	事故が発生した場合、速やかに協力医療機関等と連携を図り応急対応を行います。また、家族・身元引受人・関係機関に連絡します。必要な場合、市町村に報告します。
賠償責任	サービスの提供にともなって当事業所の責任により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償致します。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任が生じない場合があります。

9. 緊急時等における対応方法

訪問介護員等は指定訪問介護サービスの提供中に、ご契約者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに応急の処置を行い、主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な処置を講じます。

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所では提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

1 1. 秘密保持について

- (1) 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

1 2. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の揚げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備をしています。
- (4) 従業者に対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. サービス契約の終了

契約者及び事業者は、利用契約書第13条に則りまたは利用者やその家族が本重要事項説明書6. サービスの利用に関する留意事項に著しく反したときサービス契約を解除する事が出来る。

1 4. 身分証携帯行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又は、利用者の家族から定時を求められた時、いつでも身分証を提示します。

1 5. 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 6. 居宅介護支援事業者等と連携

- (1) 指定訪問介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供と密接な連携に努めます。

- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付致します。
- (3) サービスの無い様に変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

17. サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービス提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けたごは、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護を実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録をサービス提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求する事が出来ます。

18. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しない様に、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症のお予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のために研修及び訓練を定期的に
 - ④ 実施します。

19. 身体拘束の対応

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応お及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録し、家族、管理者、担当居宅介護支援事業所に報告するものとする。尚、実施後は速やかな解除に努めるものとする。

20. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を測るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画書に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

年 月 日

指定介護予防訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

さわやかヘルパーステーション栗の木

サービス提供責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名 印

利用者代理人

住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
